

横浜市立新田中学校いじめ防止基本方針

令和2年4月改訂

1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

*いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

(2) いじめの防止等に関する基本理念

全ての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子供は、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ・ いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である、ということをも全教職員の共通認識とする。
- ・ 教職員の組織力の向上に努め、情報共有を徹底する。
- ・ 生徒、保護者、地域の方々との信頼関係の強化に努め、いじめの早期発見、早期対応を図る。
- ・ 生徒自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であるとの自覚を促し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

(3) 新田中学校いじめ防止基本方針策定の目的

新田中学校いじめ防止基本方針は、上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く学校全体（家庭・地域を含む）で進める。

また、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により新田中学校全体で子供の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

2 新田中学校いじめ防止対策委員会の設置

新田中学校は、いじめの防止等に関する窓口として、校長・副校長・教務主任・各学年主任・養護教諭・生徒指導部長・生徒指導専任教諭・主幹教諭で構成される「新田中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。委員会は、状況に応じて心理や福祉の専門家、外部の専門家の協力を求めることもある。〔心理面：SC(スクールカウンセラー)・福祉面：SSW等〕

「新田中学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、苛めの疑いがある段階で、直ちに「新田中学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、推進の管理を行う。

(1)新田中学校いじめ防止対策委員会の役割

- ・ いじめの事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- ・ いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。
- ・ いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・ 重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。
- ・ いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

(2)新田中学校いじめ防止対策委員会の活動内容

- ・ 原則毎月1回以上(月曜1校時)、教職員による定例会いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・ 個々の事案の対処については、その都度臨時委員会を開き、教職員が対応する。
- ・ 定例委員会とは別に、職員会議の日に全教職員参加の下、いじめ防止対策委員会を開き、臨時委員会が中心となって行った対処について確認等を行う。

3 いじめの防止及び早期発見のための取組

(1)いじめの未然防止

- ・ すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
(体育的行事、体験学習などを通して)
- ・ 生徒自らがいじめは自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくる。
(生徒会、常任委員会、学校保健委員会などを通して)
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
(学級活動、学年・全校集会、職場体験などを通して)
- ・ 分かる授業を心がけるとともに、常に生徒の動向に注視する職員集団を目指す。
(研究授業、研修会などを通して)
- ・ 懇談会、学校説明会などでの保護者への啓蒙活動を行う。

(2)いじめの早期発見

- ・ 毎月末に生徒を対象にした「生活アンケート調査」を実施する。
- ・ 年2回(4月・8月)の教育相談を実施し、一人ひとりの実態を把握する。
- ・ 学校内では、常に教職員の目が生徒に届くよう、職員体制(巡回)の充実を図る。
(生徒に寄り添った支援体制の確立)
- ・ 集団生活における人間関係を把握することに努める。(孤立・仲間はずれ等の実態)
- ・ SCと連携した相談活動を推進する。
- ・ 地域の方々との情報交換を積極的に行う。

(3)いじめに対する措置

- ・ 組織(いじめ防止対策委員会)として速やかな対応策の検討、実施する。
- ・ 被害生徒から事情や心情を聴取し、その気持ちに寄り添い、生徒の状態に合わせた継続的な支援を行い、被害生徒の保護者の思いを受け止めて、密な連携・支援を行う。
- ・ 加害生徒から事情や心情を聴取し、その人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行い、加害生徒の保護者とその背景にあるものを共有した上で、それでもいじめは許されない行為であるという共通理解を図り、密な連携・支援を行う。
- ・ いじめの内容によっては、被害生徒・保護者の意向にも配慮した上で、警察署、関係機関、専門機関等との連携を図る。

(4)いじめの解消

- ・ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5)研修等

- ・ 生徒理解研修を充実させる。
- ・ いじめ防止、対応に向けて校内研修を計画し、実施する。
- ・ スクールカウンセラーとの密な意見交換を行う。

(6)家庭や地域とのかかわり

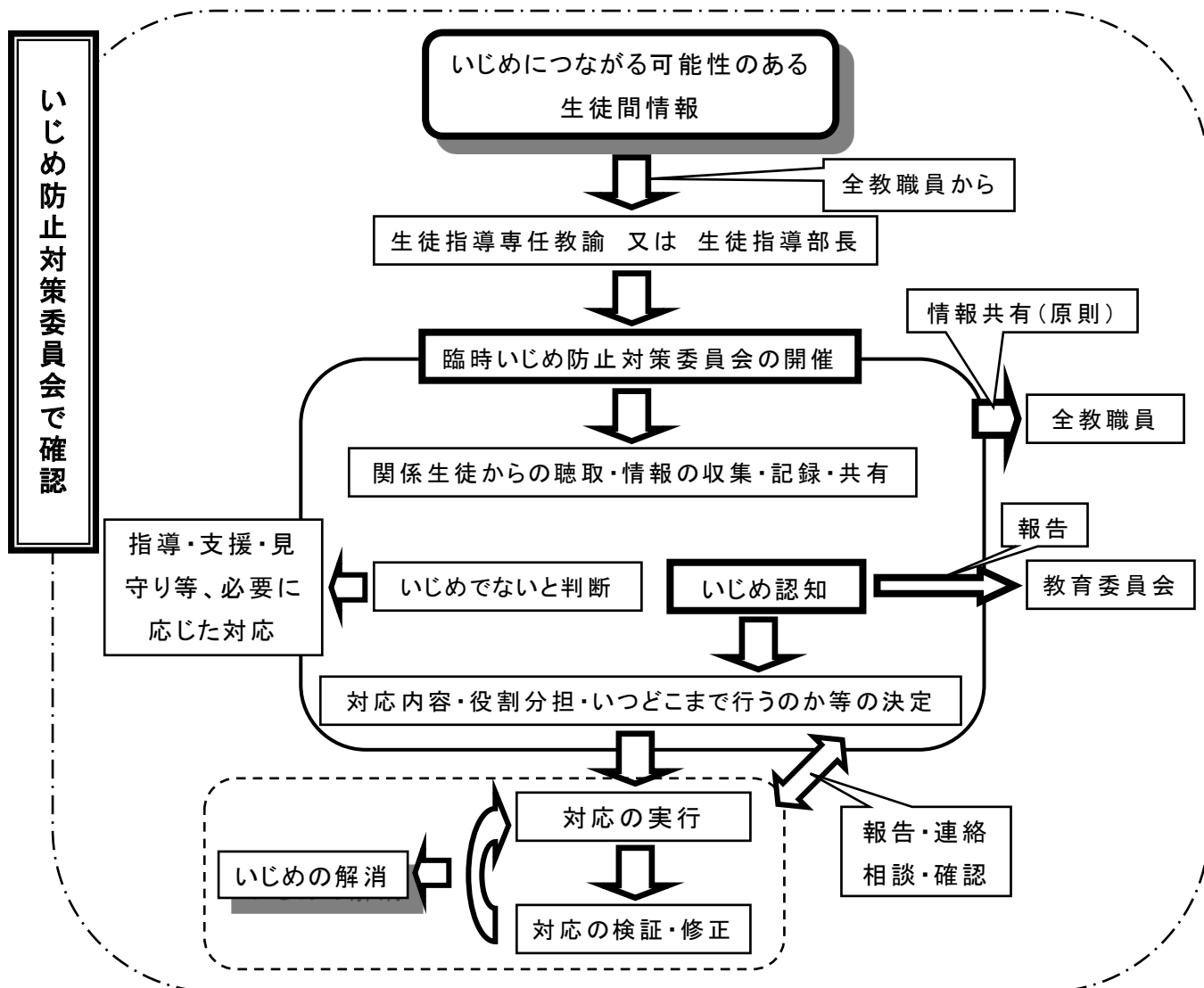
PTA運営委員会や学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業実行委員会などを通して、いじめの問題などを共有し、地域ぐるみでいじめを解決するシステムづくりを推進する。

(7)年間計画

月	内 容
4月	生徒理解・指導職員研修会、全校集会で委員を紹介、第1回教育相談、校内巡回計画作成、学校説明会でのいじめ防止基本方針の周知
5月	体育的行事における生徒理解、校外行事における生徒理解
6月	校外行事における生徒理解
7月	三者面談、地域パトロール、地区懇談会、横浜子ども会議(中学校ブロック)
8月	第2回教育相談、地域パトロール、職員研修会、横浜子ども会議(港北区)
9月	職場体験における生徒理解
10月	三者面談、文化的行事における生徒理解
11月	生徒会本部による啓発活動
12月	人権週間、いじめ防止月間の取り組み、三者面談
1月	職業講話
2月	入学説明会でのいじめ防止基本方針の周知
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ

※ 毎月末 生活アンケート実施、原則毎月1回以上(月曜1校時)いじめ防止対策委員会、職員会議の日に全教職員参加のいじめ防止対策委員会、年4回 学校運営協議会

(8)いじめの早期発見・事案対処のフロー図



4 重大事態への対応

(1)重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2)発生の報告

重大事態が発生した場合(疑いを含む)は直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。